

令和 8 年第 4 回教育委員会定例会議事録

日時：令和 8 年 3 月 2 日（月）午前 9 時 0 0 分

場所：香南市役所 6 階 604・605 会議室

教育委員：三木守教育長、百田久範委員、中元啓恵委員、亀川孝志委員、森本美穂委員

事務局：坂本教育次長、小松(昌)学校教育課長、猪原こども課長、山崎生涯学習課長、
小松(泰)教育研究所長、田淵学校教育課長補佐、森企画監、杉村学校教育課主査

日程第 1	議事録署名委員の指名について	
日程第 2	議案第 8 号	香南市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則について
日程第 3	議案第 9 号	香南市介護支援職員の派遣に関する要綱等の一部を改正する告示について
日程第 4	議案第 10 号	香南市県費負担教職員の公用車等利用に関する要綱の一部を改正する訓令について
日程第 5	議案第 11 号	香南市特定乳児等通園支援事業者の確認等に関する規則の制定について
日程第 6	議案第 12 号	香南市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則の制定について
日程第 7	議案第 13 号	香南市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する告示について
日程第 8	議案第 14 号	香南市子どもの遊び場確保事業実施要綱の一部を改正する告示について
日程第 9	議案第 15 号	香南市特定教育・保育施設等一時預かり（幼稚園型）事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示について
日程第 10	議案第 16 号	香南市放課後児童健全育成事業苦情等解決実施要綱を制定する告示について
日程第 11	議案第 17 号	香南市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について
日程第 12	議案第 18 号	香南市社会教育指導員設置等に関する規則の一部を改正する規則について
日程第 13	議題第 19 号	香南市立学校業務管理・健康確保措置実施計画について
日程第 14	議案第 20 号 （追加議案）	就学援助の認定について
日程第 15	その他	令和 7 年度施策への提言・要望について 令和 8 年度教育行政方針について
日程第 16	教育長報告	

開会 午前 9 時 0 0 分

○教育長

では、ただいまから令和 8 年第 4 回香南市教育委員会定例会を開会します。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1「議事録署名委員の指名について」は、亀川委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

○亀川委員

はい。

○教育長

それでは議題に移ります。

本日の議題は追加議案を含めて、議案が 13 件、その他が 2 件となっていますので、どうぞよろしくお願いいたします。なお、詳細な説明は各議案等の審議の際に担当課より説明をいたします。

初めに議案第 20 号、就学援助の認定については、個人情報を含むため非公開とすべきと考えます。賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○教育長

はい。ありがとうございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項の規定により、全員の賛成がありましたので、議案第 20 号を非公開とします。

次に、日程第 2 に移るところですけれども、順番を入れ替えて非公開部分を先に行わせてください。

日程第 14 議案第 20 号 就学援助の認定について(追加議案)【非公開】

(非公開を解く)

○教育長

次に日程第 2、議案第 8 号「香南市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則について」を議題とします。学校教育課より説明をお願いします。

○学校教育課長

議案第 8 号、香南市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則について、香南市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則を制定するものです。

提案理由は「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 関係に、公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含めることが新たに規定されたため、規則を改正するものです。

新旧対照表の 1 ページと合わせてご覧ください。

香南市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を次のように改正します。第 4 条第 1 項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加えます。

(5) 学校における公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 7 条第 1 項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。

附則としましては、この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものです。

以上です。

○教育長

はい。

ただいまの説明について、ご質問等ございませんか。

特に意見等なければ採決を行います。

議案第 8 号「香南市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則について」は、承認ということでご異議ございませんか。

(全員異議なし)

○教育長

ご異議ないようですので、議案第 8 号は承認することと決定いたしました。

続いて日程第 3、議案第 9 号「香南市介護支援職員の派遣に関する要綱等の一部を改正する告示について」を議題とします。

次長より説明をお願いします。

○次長

はい。議案書の 3 ページをお願いします。

議案第 9 号、香南市介護支援職員の派遣に関する要綱等の一部を改正する告示について、香南市介護支援職員の派遣に関する要綱等の一部を改正する告示を提出する。

提案理由は「香南市一般職の職員等の旅費に関する条例が令和 7 年 12 月 25 日に公布され、令和 8 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、「香南市一般職の職員の旅費に関する条例」が全部改正される。当該改正により、条例名称及び条例番号が変更となることから、当該条例を引用して規定している箇所を一括で改正するものになります。

新旧対照表の 2 ページからお願いします。

今回一括で改正する要綱につきましては、23 件あります。

新旧対照表の 2 ページから 9 ページまでになりますが、改正する要綱名について申し上げます。(1) 香南市介護支援職員の派遣に関する要綱で、ここの新旧対照表を見ていただきますと、条例の名称が変わっているのがわかるかと思いますが、香南市一般職の職員等っていうところの「等」が付いたものになりますので、中身的にはこの条例が全部改正になりまして、条例名、それからその番号が変更になりましたので、この条例を引用している要綱について、条例名と番号を一括して改正するものになります。

改正する要綱については、(1) 香南市介護支援職員の派遣に関する要綱、(2) 香南市学校用務員設置要綱、(3) 香南市教員業務支援員設置要綱、(4) 香南市学校図書館支援員設置要綱、(5) 香南市 ICT 支援員設置要綱、(6) 香南市教育推進アドバイザー設置要綱、(7) 香南市生活学習支援員設置要綱、(8) 香南市電算システム補助員設置要綱、(9) 香南市特別支援教育支援員設置要綱、(10) 香南市立保育所、幼稚園及び認定こども園用務員設置要綱、(11) 香南市特別支援教育コーディネーター設置要綱、(12) 香南市幼保支援員設置要綱、(13) 香南市立学校非常勤講師設置要綱、(14) 香南市立中学校部活動指導員設置要綱、(15) 香南市ホール管理員設置要綱、(16) 香南市図書館司書設置要綱、(17) 香南市人権教育・啓発アドバイザーの設置に関する要綱、(18) 香南市専門補導員の設置に関する要綱、(19) 香南市埋蔵文化財整理作業員設置要綱、(20) 香南市文化財・埋蔵文化財発掘調査員の設置に関する要綱、(21) 香南市教育委員会地域おこし協力隊設置要綱、(22) 香南市学校運営等アドバイザー設置要綱、(23) 香南市スクールソーシャルワーカー設置要綱、以上 23 件の要綱の一括改正になります。

この告示につきましては、令和 8 年 4 月 1 日からの施行となります。

説明は以上になります。

○教育長

はい。ただいまの説明について、ご意見ご質問はございませんか。

特に意見等がなければ、採決を行います。

議案第 9 号「香南市介護支援員介護支援職員の派遣に関する要綱等の一部を改正する告示について」は承認するということでご異議ありませんか。

(全員異議なし)

○教育長

はい。ありがとうございます。

ご異議ないようですので、議案第 9 号は承認することに決定しました。

日程第 4、議案第 10 号「香南市県費負担教職員の公用車等利用に関する要綱の一部を改正す

る訓令について」を議題とします。

学校教育課長より説明をお願いします。

○**学校教育課長**

はい。

議案第 10 号、香南市県費負担教職員の公用車等利用に関する要綱の一部を改正する訓令について、香南市県費負担教職員の公用車等利用に関する要綱の一部を改正する訓令を提出します。

提案理由は、「香南市一般職の職員等の旅費に関する条例」が令和 7 年 12 月 25 日に公布され、令和 8 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、「香南市一般職の職員の旅費に関する条例」が全部改正される。改正前の旅費条例では「車賃」として、1 キロメートル当たり「30 円」と規定されていたところ、改正後の旅費条例では「その他の交通費」として、1 キロメートル当たり「37 円」となったことから改正するものです。

新旧対照表の 11 ページをご覧ください。

香南市県費負担教職員の公用車等利用に関する要綱の一部を改正する訓令で、香南市県費負担教職員の公用車等利用に関する要綱の一部を次のように改正します。

第 5 条第 1 項の「車賃」を「その他の交通費」に改め、同条第 2 項中「30 円」を「37 円」に改めるものです。

附則としまして、この訓令は令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

以上です。

○**教育長**

はい。説明が終わりました本件について、ご意見ご質問はありませんか。

○**亀川委員**

車賃がその他の交通費に変わったところの説明をお願いします。

○**学校教育課長**

総務の方に確認させていただきたいと思います。

○**教育長**

これ単純に、車賃そのものは距離単価が変わっただけで終わる話が、その上の段の車賃という言葉はその他の交通費に変わっているので、ということは車賃以外にも何らかそれに該当するものがあるのではないかと。ただ、下では車賃 1 キロ当たりっていう書き方になっているので、私有車を使ったときのガソリン代という意味ですね。それはそれで綺麗にわかりますが、その他というところをわざわざ車賃と変えたのには何が含まれるのかという話になると思います。

また確認して、追加で説明をお願いします。

○**学校教育課長**

終わるまでに聞いてお答えできたらと思います。

○**教育長**

他ございませんか。

まだ中身として答えられていない部分がありますが、この議案そのものについて承認するか否かということについては、採決をとってもよろしいでしょうか。

議案第 10 号「香南市県費負担教職員の公用車等利用に関する要綱の一部を改正する訓令について」は、承認するというご意見ありませんか。

(全員異議なし)

○**教育長**

ご異議ないということですので、議案第 10 号は承認することに決定しました。

日程第 5、議案第 11 号「香南市特定乳児等通園支援事業者の確認等に関する規則の制定について」を議題とします。

こども課長より説明をお願いします。

○**こども課長**

議案第 11 号、香南市特定乳児等通園支援事業者の確認等に関する規則の制定について、香南市特定乳児等通園支援事業者の確認等に関する規則を提出する。

提案理由は、乳児等通園支援事業が令和 8 年 4 月 1 日から開始することに伴い、事業者の確認等に関する規則を定めるものです。

次のページをお願いいたします。

この規則は、4 月から始まりますことも誰でも通園制度の事業を実施する事業所が、受け入れを行った実績に基づき、国から給付を受けるために必要な申請等について定めるものです。

第 1 条は趣旨で根拠法令を定めています。第 2 条は定義について、第 3 条は確認の申請等についてになります。

規則の説明が前後になってしまいますが、次の議案第 12 号の香南市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則におきまして、認可を受けた事業所が確認申請を提出することになるため、申請の様式は確認と認可を兼ねております。本日お配りをさせていただきました、資料の様式第 1 号（第 3 条関係）と書いてある資料になりますが、これの 1 枚目、乳児等通園支援事業認可申請書兼特定乳児等通園支援事業者確認申請書が申請の様式になります。同じ様式になりますことから、第 1 項の上から 3 行目に香南市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則（令和 8 年香南市規則第○号。以下「規則」という。）の第○号は、規則番号が決まりましたら、記載をするようになっております。第 2 項は第 1 項の申請に対して行う通知について定めており、通知書の様式は 12 ページと 13 ページに記載があります。第 3 項は却下を行う場合で、様式は 14 ページ、15 ページにあります。

第 4 条は確認の変更申請等についてで、第 1 項は利用定員を増加する場合について定めておりまして、様式は 16 ページになります。次のページの 10 ページをめくっていただきまして、第 2 項は変更申請に対して行う通知で、変更を確認した場合は 17 ページの様式第 4 号、却下する場合は 18 ページの様式第 5 号により通知を行います。

第 5 条は変更の届出等についてで、第 1 項では利用定員以外に変更がある場合の申請について定めています。様式は 19 ページ、20 ページです。第 2 項は利用定員の減少する場合の申請についてで、様式は 21 ページです。

第 6 条は確認の辞退の届出について定めております。様式は次に出てくる議案第 12 号の本日ホッチキス止めでお配りをさせていただいた資料の 14 ページが様式になります。

第 7 条は、確認の取消し等の通知についてで、確認の取り消しや期間を定めての全部もしくは一部の停止を行う際に、議案書の 22 ページ、23 ページの様式第 8 号により、通知を行うことになります。

第 8 条は委任について定めております。

施行の日は令和 8 年 4 月 1 日です。

説明は以上です。

○教育長

ただいまの説明について、ご意見ご質問ございませんか。

特に意見等がなければ採決を行います。

議案第 11 号「香南市特定乳児等通園支援事業者の確認等に関する規則の制定について」承認するということでご異議ありませんか。

（全員異議なし）

○教育長

ご異議ないようですので、議案第 11 号は承認することに決定しました。

日程第 6、議案第 12 号「香南市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則の制定について」を議題とします。

こども課長より説明を願います。

○こども課長

議案書は 24 ページからになります。この規則は、乳児等通園支援事業を実施するにあたり、必要な認可等について定めたものです。

25 ページの第 1 条は趣旨で、根拠法令を記載しています。第 2 条は定義です。

第 3 条は認可の申請等についてで、第 1 項では申請前に協議を行うことを定めており、第 2

項で申請書類について定めております。

様式は本日配布の資料の 1 枚目になります。

認可の申請は、資料 1 ページの様式第 1 号です。

添付の資料として、第 1 号の計画書は、一般型と余裕活用型によりそれぞれ様式が異なっておりまして、2 ページから 4 ページの様式第 2 号が一般型、5 ページから 6 ページの様式第 3 号が余裕活用型になっています。

第 2 号に誓約書というのがありますが、それは様式第 4 号で、7 ページがその様式になります。7 ページから 9 ページにかけて掲載しています。

第 3 項が、市がすでに事業所の名称や事業の種類、場所、建物に関すること、経営責任者等の氏名や経歴、収支予算書、事業開始年月日を把握している場合には、書類の提出を省略できることを定めています。

第 4 項は通知書についてで、許可を行う場合は、資料の方の 10 ページの様式第 5 号、許可をしない場合は 11 ページの様式第 6 号により通知を行います。

議案書の 26 ページをお願いします。

第 4 条は変更の提出についてで、施設の名称等に変更がある場合については 12 ページの様式第 7 号、建物その他の設備の変更等については、13 ページの様式第 8 号を提出いただくようになります。

第 5 条は廃止又は休止の承認の申請についてで、第 1 項では事前に協議を行うことについて、第 2 項は様式の方の 14 ページの様式第 9 号、第 3 項で通知を行うことを定めておりまして、承認通知は 15 ページの様式第 10 号、不承認通知は 16 ページの様式第 11 号で行うことになります。

議案の方の第 6 条になりますが、認可の取り消しについてです。こちらは様式 17 ページの第 12 号により通知を行います。

第 7 条は委任について規定をしております。

施行は交付の日からになります。

認可は今からでも届け出を受け付けができることになりますので、4 月 1 日から事業を実施するにあたり、民間事業所は申請をされる場合は今からでも申請が受付できるということですので、施行の日は交付の日からということにしております。

1 つ手前の議案第 11 号の分については、実際 4 月以降に事業を実施して、子どもを預かった年齢、時間により国から給付金が行われますので、4 月 1 日からの施行ということになります。

説明は以上です。

○教育長

ただいまの説明について、質問等ございませんか。

説明であったと思いますが、さっきの認可の取り消しの通知の話がありますよね。取り消しをするということは、どういったことが想定されるのか。一定の条件があって初めて認可がされる。それに反するというか、それが変わった場合に取り消しってということになると思いますけど、その一定の条件というのがどこにあったかを教えていただきたいです。

○こども課長

一定の条件はこの規則ではなくて条例の方にてでくると、あと国が出している例や法に基づいて、子ども 1 人当たりの面積とか、職員の配置人数などが定められていますので、そちらができていなければ取り消すということにはなりません。

○教育長

その条件などは今ここの中にはなくて、別で定められているものということですか。

○こども課長

そうです。

○教育長

他ご質問等ございませんか。なければ、採決を行います。

議案第 12 号「香南市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則の制定について」は承認することでご異議ありませんか。

(全員異議なし)

○教育長

ご異議ないようですので、議案第 12 号は承認することに決定しました。

では、先ほどの議案第 10 号の件についての亀川委員からの質問について回答をお願いします。

○学校教育課長

ただいま確認したところ、車賃をその他の交通費と変えたのは、国の改正に合わせたということです。その他の交通費の中身は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動によるということで、本市等で想定するものはタクシーやバスになるだろうということです。

以上です。

○亀川委員

はい。わかりました。

○教育長

では、議題に戻ります。

日程第 7、議案第 13 号「香南市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する告示について」を議題とします。

こども課より説明をお願いします。

○こども課長

議案第 13 号、香南市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する告示について、香南市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する告示を提出します。

改正理由は、令和 8 年 4 月 1 日付けで「香南市一般職の職員等の旅費に関する条例」が施行されることに伴い、新条例に合わせて旅費の改正を行うもの。また、要綱の号数に一部誤りがあったため、改正を行うものです。

新旧対照表で説明をさせていただきます。

12 ページ 13 ページですが、内容としましては、議案第 10 号と同じように、旅費に関する条例が改正されたことに伴いまして、13 ページの一番下にあります 1 キロ当たり「30 円」を「37 円」とするものです。

そして、今回の改正に併せまして、旧の方で取消料と書いてある表の上が 6 号で、下の方も 6 号になっており、6 号の表記が 2 つありましたので、ここを 7 号に変えます。それを 7 号に変えることによってそれ以降が 1 つずつずれますので、7 号が 8 号になり、8 号は 9 号にそれぞれ改めるものです。

説明は以上です。

○教育長

はい。説明が終わりました。本件についてご意見ご質問ありませんか。

特になければ採決を行います。

議案第 13 号「香南市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部を改正する告示について」は承認するということでご異議ございませんか。

(全員異議なし)

○教育長

ご異議ないようですので、議案第 13 号は承認することに決定をしました。

日程第 8、議案第 14 号「香南市子どもの遊び場確保事業実施要綱の一部を改正する告示について」を議題とします。

こども課長より説明をお願いします。

○こども課長

本日差し替えでお配りをさせていただいています資料の方をお願いいたします。

議案第 14 号、香南市子どもの遊び場確保事業実施要綱の一部を改正する告示について、香南市子どもの遊び場確保事業実施要綱の一部を改正する告示を提出します。

改正理由は、令和 8 年 5 月 1 日以降に交付する高知県立のいち動物公園入園パスポート引換券の交付対象者を「新生児から小学校 6 年生までの子ども」から「未就学児」へ変更すること、また、令和 7 年度までは、5 月 1 日現在で要綱第 4 条第 1 号に該当する世帯へ入園パスポート割引券を郵送していたが、令和 8 年度より入園パスポート引換券の交付を希望する場合は、入園パスポート引換券に係る交付申請書を提出したうえで、要綱第 4 条第 1 号に該当する世帯へ入園パスポート引換券を発送する方法に変更することに伴い改正を行うものです。

新旧対照表の方で説明をさせていただきますが、現在市の方で取り組んでいます行財政改革におきまして、対象年齢を見直すことと、対象者全員に郵送する方法から電子申請により申請を行っていただき、申請のあった方に送付する方法に変更することで、郵送料の削減と県立のいち動物公園の入園パスポート引換券を交付する際に同封をしておりました事業内容等を記載したチラシの印刷をやめることにしました。予算の削減を 70 万円程度、見込んでおります。

改正箇所につきましては、まず対象年齢を変更することによる改正箇所が第 4 条の第 1 号と第 3 号です。そして、申請方法につきましては第 5 条に新設をしまして、これまで第 7 条で交付をしておりました基準後に新たに交付対象となった場合の引換券の交付の申請の条を削除します。それによりまして、現要綱の第 5 条が第 6 条になり、第 6 条が第 7 条になります。引用の条が変更になることから、第 3 条の第 4 項に記載の「第 6 条」が「第 7 条」に、旧の第 5 条第 1 号の「前条第 1 号及び第 2 号」が「第 4 条第 1 号及び第 2 号」に、同じく第 2 号の「前条第 3 号及び第 4 号」が「第 4 条第 3 号及び第 4 号」になり、旧の第 8 条中の前条が第 5 条になります。

そして、交付申請書の様式につきましても、様式第 1 号の後ろの「（第 7 条関係）」を「（第 5 条関係）」に、本文中の「新生児から小学 6 年生までの子ども」を「未就学時」に、本文の終わりの方にあります「第 7 条」を「第 5 条」に改正します。

施行の日はこの事業の対象者の基準日を 5 月 1 日としておりますので、令和 8 年 5 月 1 日となります。

説明は以上です。

○**教育長**

先ほどの説明についてご質問等ございませんか。

○**森本委員**

申請が必要になったということのお知らせは、対象者はどうやって知るようになりますか。

○**こども課長**

まず、保育所・幼稚園等に通われている方は、各園を通じてお知らせをさせていただくようにしています。市以外へ行かれている方についても、こども課から各施設の方へお知らせをさせてもらって、そこから対象の方には通知の方を送っていただくようにしています。

転入・出生等でこられた方については、手続きに来られた際に市民保健課の窓口でお知らせをさせていただくということになります。

あと、広報誌へも年 3 回お知らせをさせていただいていますので、それは引き続き同じようにさせていただこうと思っています。

個別に通知ということは、今のところ予定はしていません。

○**森本委員**

未就学児は市内に何人くらいいるのでしょうか。

なんとなく、今回の改正で未就学児だけに絞ったということは、かなり削減がされたであろうと思うんですけども、そのあとの個別に発送するのをやめてこういう形になったということに関して、一体どれぐらいの効果があるのかなとちょっと思いましたので。

○**こども課長**

小学校 6 年生までが対象なんですけど、大多数が学校へ行くまでの子どもさんがいる家庭で利用することが多かったということがまずあります。小学生については、交換をされている方のうちの約 2 割から 3 割ぐらいの方が小学生だけの世帯ということになっています。もちろん、学校へ行っていない未就学児のきょうだいの方もいますので、大体その方は小学校がきょうだい児さんで各家庭に 1 つなので、そこは未就学児の中で対応ができるということで、小学生については、8 年度からは対象ではないということで、そういったことになりました。

今、未就学児の人数は資料を持っていないので、わかりませんが。

- **森本委員**
毎年生まれる子どもはだんだん減ってきていますよね。
- **こども課長**
減ってきています。
- **教育長**
900 くらいですかね。幼稚園と保育足したら。
- **こども課長**
それに、まだ行っていない家庭にいる子どもさんがいるので。
- **森本委員**
1,000 くらいですかね。
- **教育長**
これまでと変わったっていう話は、今の小学校はもらえんと思ってたものがもらえなくなった気がするの、未就学の子どもたちは変わってなくて、制度が変わっただけで、だから何が変わったっていう通知はあまりね。
でも、もともと小学生でこれを利用しているっていう実数が非常に少なくて、全体にこれを改めて周知するというよりも来たときぐらいの話で大丈夫だろうと、それほどの困り感はないだろうという見通しがあるってことですよね。
- **こども課長**
そうですね。
- **森本委員**
保育園等にお知らせする方法は。
- **こども課長**
すぐーるを使ってお知らせをします。
- **百田委員**
今まで申請は何件くらい出ていますか。
- **こども課長**
今、申請があるのは再交付の申請になるので、それ以外は該当になった人には全て引換券を送っています。
- **百田委員**
ほとんどの人が引き換えに来ていますか。
- **こども課長**
引き換えに来ますし、利用の中身を見ると、実際保育所・幼稚園に行って、親子遠足で行くときに交換をしているというケースが多いかなというふうには見えています。
年間パスポートなので、いつ行ってもかまわないものになっています。1 人当たりが 1 年間で 1,570 円です。それで、1 回行くと 470 円くらいだと思いますので、4、5 回はできれば使っていただきたところなんですが、年齢が小さいご家庭は行く回数が多いですけど、そうでないご家庭は 1、2 回で終わっているというケースもありますので、やはり、ここは一旦整理をさせていただきたいところです。
- **森本委員**
手間という意味でも発送がなくなり、すぐーると電子申請なので、ある程度全部機械の中で終わるってことですかね。
- **こども課長**
電子申請があったら、引換券自体は郵送します。あと、事前の申請をいただいて、必要と思われるご家庭までは送付をしないという方向にすることです。
その交付の引換券も、特殊な印刷をした用紙を送っているの、それにもある一定の金額がかかっていますので、そういうことも含めてです。それと各園では、親子遠足に行く前には、お持ちの方は引き換えてきてくださいねっていうのも案内文書の中に入れたりしているので、必要と思われるご家庭は申請が抜かりなく来るのかなと思います。
来年度この方法でやってみて、あとどういう変化が起こるのかによって、9 年度の事業内容を再度検討したいと思っています。
- **森本委員**

引き換えにかかる予算というのは、引き換えた人に対してですかね。

○こども課長

そうです。

印刷をしている特殊な紙の印刷代がかかっているということと、郵送代がかかるのと、あとそれを今送っているときには、事業の内容と香南市内の子どもの遊び場を印刷したチラシを入れているので、そのチラシも印刷業者さんに頼んでいるチラシなので、その部分が必要な枚数だけになるので、事務所のプリンターで印刷をしたもので対応するというにしましたので、印刷量を削減したということになります。

○森本委員

今年1年その方向でやってみられて、それでどれぐらいの効果があったとか、意外と結構手間だったとか、そういうことがわかると思うので、またそれを確認して進めていただけたらなと今聞いて思いました。

意外とそういうたくさんの人に送るときは、あまりややこしいことをせずに、1,000人であれば引換券を送るときにチラシを印刷して入れて、同じように送らないといけないと思うので、確かに数は減ると思うんですけども、その数が減ったことによって、どれぐらいの予算とか手間が本当にはばかれたかどうか、意外と最初に全部送って、そのあとはそれほど何もなくていいという方が簡単かもしれないなとちょっと聞いてて思いましたので、いろいろ聞いていません。ありがとうございました。

○教育長

ご意見ありがとうございます。

他、ご意見ご質問等ありませんか。なければ採決を行います。

議案第14号「香南市子どもの遊び場確保事業実施要綱の一部を改正する告示について」は承認するというご意見ありませんか。

(全員異議なし)

○教育長

ご異議ないようですので議案第14号は承認することに決定しました。

議案日程第9、議案第15号「香南市特定教育・保育施設等一時預かり事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示について」を議題とします。

こども課より説明をお願いします。

○こども課長

議案第15号、香南市特定教育・保育施設等一時預かり(幼稚園型)事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示について、香南市特定教育・保育施設等一時預かり(幼稚園型)事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を提出する。

提案理由は、新たに余裕活用型に関する規定を追加することと、幼稚園型1に関する規定抜かりを追加するものになります。

新旧対照表により説明をさせていただきます。15ページからになります。

この補助金につきましては、これまでのいち幼稚園が行っています1型認定者の一時預かりに加えまして、来年度よりわらべ館が定員の空き枠を使って行う余裕活用型による一時預かりを実施しますので、どちらにも対応できるように要綱を改正するものです。

まず題名についてです。余裕活用型を新たに追加しますので、題名にあります「(幼稚園型)」を削除し、第1条中の補助金名についても改正を行います。

第3条にあります実施要件を関係法令等を整理した上で、第2条の補助対象者に改正を行います。そして第2条の補助対象事業を幼稚園型と余裕活用型の両方に対応できるように改正を行います。

めくっていただきまして、第5条は申請書の名称変更で、第6条に事業が期間内に完了しない場合や遂行が困難になった場合、消費税仕入控除税額等の取り扱いについて、補助事業により取得した財産に関する事等について、第4号から第8号までを新設しています。

第7条は関係条文が間違っておりましたので、正しい条文に改正を行います。

第 8 条と第 9 条は報告書の名称等必要な箇所の改正です。第 9 条には新たに消費税仕入控除税額等の取り扱いに関することについて、第 2 項と第 3 項を設けています。

第 10 条は第 9 条に項が追加されたことにより前条第 1 項となり、第 9 条第 3 項におきまして、新たに様式第 7 号を作成しましたので、これ以降の様式については、1 号ずつずれていきます。

19 ページの別表（第 4 条関係）では、補助基準額の部分の記載を幼稚園型と余裕活用に型に対応できるよう整理し、記載をしています。

24 ページからそれぞれの様式の改正についてです。下線を引いてある部分が改正を行うところになりますが、25 ページの様式第 2 号につきましては、下線が抜かれています。1 つ目は様式の名称にあります幼稚園型を削除します。本文中の一時預かり事業の後ろの（幼稚園型）の後ろに、余裕活用型が入っています。幼稚園型と余裕活用型に分けて記載いただくこととなりますので、25 ページの表の上に□幼稚園型というのが入っています。

26 ページの表の上のところに□余裕活用型とし、記入欄を新たに設けております。

27 ページの様式第 3 号は本文を追加し、その下に□幼稚園型を追加しています。

次に 29 ページです。（2）連携施設を新の方では（2）施設体制として 1 つで枠囲みをするとともに、選択項目を 2 つ追加しています。下の 2 つが追加されたところになります。3 以上の市町村から園児を受け入れることと、もう 1 つは一時預かり事業（幼稚園型）を実施していることの 2 つの項目が増えています。

そして 31 ページの「5．特別な支援を要する児童分」の表は、単価項目の記載と児童 1 人当たりの日額について変更しています。

次 34 ページから、余裕活用型についての記載になります。

次の 38 ページから 40 ページまでが様式の名称の改正になります。

次、41 ページの様式第 7 号が新たに作成をした消費税仕入控除税額等報告書になります。

42 ページから 44 ページにかけまして、補助金の名称や関連する条の改正になります。

施行の期日は令和 8 年 4 月 1 日です。

説明は以上です。

○教育長

ただいまの説明についてご意見、ご質問はありませんか。

本件についてご意見ご質問等なければ、採決を行いたいと思いますがよろしいですか。

議案第 15 号「香南市特定教育・保育施設等一時預かり事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示について」は承認するというごことでご異議ございませんか。

（全員異議なし）

○教育長

ありがとうございます。

ご異議ないようですので、議案第 15 号は承認することに決定をいたしました。

ここで一旦休憩を挟みたいと思います。

（休憩）

○教育長

では再開します。

日程第 10、議案第 16 号「香南市放課後児童健全育成事業苦情等解決実施要綱を制定する告示について」を議題とします。

こども課長より説明をお願いします。

○こども課長

議案第 16 号、香南市放課後児童健全育成事業苦情等解決実施要綱を制定する告示について、香南市放課後児童健全育成事業苦情等解決実施要綱を制定する告示を提出します。

提案理由は、香南市放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例第 18 条第 1 項の規定に基づいた放課後児童健全育成事業、放課後児童クラブにおける苦情等の相談

解決体制等を整えるためです。議案書の 56 ページをお願いいたします。

令和 6 年度に夜須はーと児童クラブで支援員と利用家庭との間でトラブルが発生し、協議の場にこども課も同席し、双方の言い分をお聞きしましたが、言った、言わないになってしまったり、支援員と子どものやりとりの状況について、支援員の発言と子どもが家庭で報告していることとの食い違いがあるなど、事実関係を確認することが大変難しかったし、児童クラブの設置者である市の意見を求められましたが、利用家庭からは支援員の肩を持っていると言われたりもしました。

こういった事案がたびたびあってはいけませんが、発生した際に中立な立場で対応ができるよう、保育所、幼稚園、こども園と同じように第三者委員を設置することを考え、今回提出をさせていただいたものになります。

まず第 1 条は目的です。第 2 条は苦情等解決対策で、第 1 項では担当者、責任者。第 2 項は、第三者委員会を置くことを定めておりまして、担当者はこども課こども係と放課後児童クラブの管理者、責任者はこども課長を想定しております。第 3 条は担当者の職務について、第 4 条は責任者の職務について。第 5 条は第三者委員についてそれぞれ定めています。

第三者委員の定数は 3 人で、任期は 2 年としています。委員の願いはまだ直接はできておりませんが、想定としましては、主任児童委員、人権擁護委員、地域学校協働活動推進委員より 1 人ずつお願いをしたいと思っていますところです。

第 6 条が利用者等への周知についてで、クラブ内への掲示と放課後児童クラブが発行します文書等によりお知らせをする予定にしております。第 7 条は苦情等の受け付けについて。第 8 条は苦情等解決の話し合いについて。第 9 条は苦情等解決の経過報告等について。第 10 条は解決結果の公表について。第 11 条は守秘義務についてそれぞれ定めております。

第 7 条と第 9 条で定めております、受付書の様式は 60 ページ、61 ページに掲載しています。62 ページが様式第 2 号で、苦情等の相談解決結果報告書になります。

施行期日は令和 8 年 4 月 1 日です。

説明は以上です。

○教育長

はい。

先ほどの説明にご意見ご質問はありませんか。

○亀川委員

ちょっと確認ですが、様式の方で 60 ページの受付書の方の細かいところなのですが、丸秘事項、丸秘が入っていて、その次の 62 ページの結果報告書の方は丸秘がないですけども、これはなくていいという判断なのか、抜かりなのか。その辺のところの確認です。

○こども課長

様式第 2 号の方については、第三者委員にもそうですし、相談をしてきた方へも出す通知文書になっていますので、丸秘ということにはしていません。

○亀川委員

わかりました。

○教育長

これ、今の任期 2 年ということで一定どういった条件の人を、というのがね、の話。これは事案が発生したときにそれに該当する方を見つけて、その方をお願いをしてそこから始まる任期 2 年の話か、最初から特定の方をお願いしておいて、事案が発生したときにはこの方たちに動いていただくという先に枠の人が決まって進めるものか。はどちらの想定で。

○こども課長

後者の方でして、先に人を決めておいて、その 2 年間、令和 8 年 4 月 1 日から 2 年間は、3 人の方をお願いするということになります。実際、保育所、幼稚園、こども園も 3 人の方をお願いしていますけれど、事案がないので、そのまま次のときもお願いしますということで、更新をお願いしています。事案はなくても、園の方には、苦情等があったら、第三者委員はこの方になっています、連絡先はここですっていうことも示していますので、児童クラブも同じように事案がなくてもこの方に相談ができますということを、クラブ内に表示をするということと、あと、クラブが発行するお便りの中にも第三者委員会があって、こういう方が委員になっています、どの方がどの学校とかいうことはないの、どの方に相談しても構いません、とい

うことで表示をしてお示しをすることになっています。

○教育長

いじめ問題の第三者委員会は、それが必要となったところで初めて属人が決まる。というのは、該当のひととの関係性があるので、属人が先に決まっていると事案によってはその方が入らない方がいい場合、決まっている方が。そういうのが出てくる可能性があると思うんですが、その場合にはその人、例えば3人いるうちのおひとりを今回の件に関してはのいていただいて、その分、別の方を急ぎお願いをして合わせてやっぱり3人という体制でとる。

そういう確認です。

○こども課長

それは、今のところは想定してないです。おひとりの方が該当するので、外れていただいても、その方の後誰かを入れるということは想定していない要綱になっています。もう3年間決めたならその方なので、そのおひとりの方が辞められたら、次の方を入れるってことはありますけれど。そういうのがなければ、その協議の中へは入っていただかないけれど、委員としては、期間内は務めていただくことになります。

○森本委員

第三者委員会ってよくニュースなんかで出てきますけれども、ちょっとイメージがわきにくいというか、一般に聞く第三者委員会、いじめとかがあった場合、本当に資格のある方であるとか、そういった方が入っているみたいなことを聞きますけど、この場合のこの保育園とかの第三者委員会のどういう役職。というのが、報酬が無報酬ということで、ただこの中身を見たときに職務はかなり、かなりの事案自体が面倒な事案が多いと思うので、大変な。ちょっとどういふ方が選ばれてどういふ仕組みになっているのかっていうのがちょっとイメージがわきにくいんですが。

○こども課長

それこそ教育長が言われるように、法的な部分であるとか、事案によって、重い事案については、それ相当の知識のある方にお頼みをしないといけないと思います。

この事案は、本来であれば、現場もしくはこども課の間で解決をすべき内容であるけれども、その中では、自分たちの考えの中だけではなかなかどう進めていったらいいのかわからないことに対して、第三者委員に意見を求めて、中立の立場として意見を求めて、こういう流れで今後進めたらどうかとか、こういう協議をしてこういう結果だったけれども、次どういふ対応をすべきでしょうか、というアドバイスや意見をまずもらうという立ち位置が1つです。

それと別に相談をしたい方が関係する行政、現場ではなくて、全く違う方に相談をしたいという案件があった場合に、受け付けをしていただいて、その第三者委員の方が直接やりとりをしてくれる場合もあるかもしれませんが、受け付けしたことは必ずこども課へ報告が来る、という流れになっていますので、こども課で受け付けをして、こども課が対応できることはこども課がやりとりを申出人として、その流れについては第三者委員にこういう申請があって、こういう対応をして今こうなっています、ということは報告はさせていただいて、どう解決に結びつけていくかということをおアドバイスをいただいていくということになります。それこそ、弁護士さんを立てなければいけないような事案になれば、それはそれで別途検討をすべきになるというふうには思っています。そこまでいかない苦情等への対応ということになります。

○教育長

実際には人権擁護委員だったり、それからおよそ退職された元保育士さん、園長さんなどの経験があって、退職されている方だったり、を市の方で選定をお願いをしているということ。

○こども課長

はい、そうです。

○教育長

現状としては、実績は今のところはない。

○こども課長

ないです。

○教育長

ないけども、枠組みができてからの実績はない。

どこか、これは今回の話はこれでよしとしてやっぱりちょっと心配する。ちょっと想定として持っとかないといけないだろうなと思うのが、さっき自分がちょっと言いました、知り合い同士という可能性ですね。そういったことで、本来であれば事案が発生してから、その人との距離が遠い方で立てるとというのが一番いいと思うのですけれども。ただそうすると、迅速な動きってのが取れないので、タイムラグが生じるので。だったら、一定、早く担当がいて、の方がいいだろうというところは、確かにどうしても本当にそういった中で知り合いとかいうのが出てきたときの対処は、ちょっと事前想定はしておかないかな。

それから今現在、考えている、これでまた新たな方をお願いしようとして考えている方は、基本的には香南市内の方ですか。

○こども課長

香南市内の方です。

○教育長

香南市内の方ですね。ということはやっぱり接点がある可能性がなお出てくるがですよ。

○こども課長

相談する方にとったら、例えば3人の方の名前が出てきたときに知っている人がいれば、まず最初に言いたいところはあると思います。相談先として。

○教育長

なかなか難しいね。かもしれません。

○百田委員

第三者委員会は、ちょっとした保護者と職員のトラブルなんかも件数としては報告は、第三者委員会には集まったときには、していますか。

○こども課長

実際のところ保育所、幼稚園、こども園において、何かあっても軽微なことについては、そもそもこども課へ報告がないケースも多いので、何かそこでは解決できないような事案に発展をしたときには、第三者委員の方にも相談をさせていただきますけど、今のところはそういった案件は出てきてないですし、直接保護者の方が第三者委員、こういう方ですってお示しをさせていただいてはいますけれど、そこへ直接相談が行ったというケースは、今のところはないです。

○百田委員

自分のあれで、直接やりとりの中で、第三者委員に声をかける、じゃなくて、こういう事案があります。第三者委員としてどういう考え方をお持ちでしょうかという形で自分は第三者委員会を一つ持っていますので。その第三者委員に直接言っていくという方法もあるのかなと。

○教育長

本当は、本当はというか、その目的に応じてね、実際にそれで固めていこうとすると、本来は第三者委員会は完全に独立して、何の関係性もない人でやるべきなので、知り合いを見つけて電話する段階でも第三者じゃないんですよ。

○こども課長

そうですね。

○教育長

だから、それは別の言葉で、例えばコーディネーターとか支援員とか言うポジションの名前でその人達の名前があって、知り合いに連絡をする。

でも園長、要するに園の人間じゃない、市とも、もうすでにちょっと距離があって、なので内容がお話できるということを直接の方向が行ってというポジションには、いる人が知り合いである段階でも第三者じゃないので、ちょっとそういうところの整理は本当は要るのじゃないかなってやっぱりなんか気がしますね。

本来だったら第三者は香南市外の方たちであるべきかな。正當に客觀的にどちらにも偏りを持たずに判断していただこうとすると。でもそうすると、なかなかそれを引き受けてくださる方というのは本当にいない話になっていくので、属人の方を何かがあったときのために、ということで想定するとなると、やっぱりそこはアドバイザーとかというふうな制度になるのじゃないかな。

結局、学校のいじめ問題、重大事案が発生したときは必ず第三者委員会を立てないかと思う

が名簿はないんですよね。重大事態の場合、それは本当に誰とも設定のない第三者やるべきということでやるので、まずこれでスタートするという提案。ただ、本当にこれにぶつかったとき、やり始めてみるといろんな弊害は多分なんか出そうな気がするので、それを事前によけていくか、或いは実際やってみて、出てきたことで、このやり方でうまくいけるのか、もう 1 回見直しなのかは、何となく後の宿題はやっぱり残るかなという気はしますけども、まず一旦、今出されているもうすでに結局、保育幼稚等のことについては同じ形のものでね、今もうものがある。それに合わせて放課後児童クラブの方についても、それにそろえたものを作るということの提案です。

○百田委員

いじめとかどうのこうのになったら子ども対応の話になって、本来、第三者委員会といったら保護者と事業主との関係でトラブルがあったときに、第三者委員というふうに客観的な目で見てもらうということで、子ども同士のトラブルとかはまた、多分、別の協議団体になるんじゃないかな。ごめんなさい。自分の思いではそういう感じで。

○教育長

子ども同士トラブルに入ってることはないでしょうね。

○こども課長

ないです。

○教育長

それは想定ないんですよね。

○こども課長

はい、想定ないです。

○教育長

場面は子ども同士の場面のことなんだけど、そのことに納得できていない保護者の納得ができてないというところが上がってきたときに、ここで初めて第三者、という話ですよ。

○百田委員

そうですね。

○こども課長

大概是子ども同士であっても、そこへ支援員がどう関わっていたのかというところが出てくるので、そうなったときに支援員を雇用している香南市で、あと保護者会が運営をしていますが、設置をしている香南市は指導すべき立場であって、それをどう解決をしていくのかは市の責任であるということは、令和 6 年度の夜須のときにも言われましたし、弁護士の方にも、相手の保護者の方でもそうですし、そういう話もあって、そこを客観的にやっぱりどういう事が起こって、どういうふうに対応して、どういうふうな発言があったのかというところを、きちんと整理していただく立ち位置の方をお願いしたいと思っております。

○教育長

他にご意見等がなければ採決を行います。

よろしいですか。

議案第 16 号、香南市放課後児童健全育成事業苦情等解決実施要綱を制定する告示については承認するということでご異議ございませんか。

(全員異議なし)

○教育長

はい。

ご異議ないようですので、議案第 16 号は承認することに決定しました。

日程第 11 議案第 17 号香南市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について、を議題とします。

生涯学習課長より説明をお願いします。

○生涯学習課長

すいません。

議案書になります。第 17 号、ページ数で 63 ページ、新旧対照表でいきますと、44 頁をお願い

いたします。

香南市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について、香南市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則を提出する。提案理由としましては、様式新旧対照表の方を見ていただきますと、香南市立学校開放施設使用料減免申請書というものがございまして、引用されています、付箋をつけています、香南市使用料条例3条は4条であったものを3条にということで、番号のずれが生じるため、それを改めるものです。これはですね、具体的に言いますと、平成25年3月15日に条例改正がされて、その時に、その後に規則の改正をするものが抜かっておりまして、そのものがどういうものかといいますと、もともとは行政財産の使用料というものを定めているものがございまして、この庁舎ができる前に野市の庁舎があって、野市の庁舎の北側に、北庁舎というのがありました。この辺にきた庁舎というものが建っていました。そこと保健センターと一体型の施設があって、その使用料条例の金額を定めているものがありました。これは行政財産という形で、行政財産の使用料という第2条があったものを、それを削除して上に1つつ上がっていると、というような条例があったものが、その上にすぐに改正していればこのようなことはなかったのですが、ここの部分が抜かっておりまして、その部分を訂正させていただいて、4条から3条に上がったというふうになります。

説明は以上になります。

○教育長

はい。

ただいまの説明についてご意見ご質問はありませんか。

はい。

特になければ採決を行います。

議案第17号香南市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について、は承認するというごことでご異議ございませんか。

(全員異議なし)

○教育長

はい。

ありがとうございます。

ご異議ないようですので議案第16号は承認することに決定をしました。

17号ですね。

続いて日程第12議案第18号香南市社会教育指導員施設等に関する規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

生涯学習課長より説明をお願いします。

○生涯学習課長

はい。

ページ数でいきますと65ページ、新旧対照表でいきますと45ページをお願いいたします。

議案第18号香南市社会教育指導員設置等に関する規則の一部を改正する規則について、香南市社会教育指導員の設置等に関する規則の一部を改正する規則を提出する。提案理由としましては、今まで課長、次長の方からも報告ありましたように、香南市一般職の職員の旅費に関する条例が全部改正をされて、そのため香南市一般職の職員等の「等」が付きまして、旅費に関する条例の施行に伴いまして改めるものです。

具体的な内容につきましては、今回の旅費条例で変わったところというのは、今までは職員という言葉で位置付けて、職員に関する旅費はどうかというふうに明記していたところに、「等」と職員以外のものも含んでというところが変更になったというふうになっております。その職員等という等は、職員以外の部分はどのようなものかといいますと、例えば講師を派遣して一緒に職員と同行して出かけるという場合の部分とか、それとか特別職の特別職公務員をどういうふうに連れて行くか。その部分についても、本来ならば、その部分も等に入っていないときにも記載をしていけるようにしていました。

でもそれを明確に等という言葉で職員以外でも提供しようというふうにより目的をきちんと

作った、というふうになっています。

今までも、内容としてはそんなに変わっていないのですが、そこを明確に目的のところに等を入れて、職員以外のものというふうに明記した。あとの部分についても本当は内情を見ていくと職員以外の方でもいけるような方向を最終は幾つもあったのですが、そこが本当に読み切ったときにわかるというのではなくても明確に等を入れて、これは職員以外の部分についても認めますよ、というふうに変えたということが大きな改正になります。

すいません。今回におきまして、社会教育指導員という立場のものと同じくこの旅費規程を適用するという形になりますので、この改正に伴ってというふうになります。

報告は以上です。

○教育長

はい。

説明が終わりました。本件についてご意見ご質問はありませんか。

特になければ採決を行います。

議案第 18 号香南市社会教育指導員施設等に関する規則の一部を改正する規則については承認するというご意見ありませんか。

(全員異議なし)

○教育長

はい。ありがとうございます。

ご異議ないようですので、議案第 18 号は承認することに決定をしました。

日程第 13 議案第 19 号香南市立学校業務管理・健康確保措置実施計画について、を議題とします。学校教育課より説明をお願いします。

○学校教育課長

議題第 19 号香南市立学校業務管理・健康確保措置実施計画について。香南市立学校の教職員に関する業務管理・健康確保実施計画案というのを作成しましたので、内容を見ていただいて検討いただきいただき、この方向で今は進めていきたいということでご意見をいただきたいということで、担当の方から詳細の方説明をお願いします。

○教育企画監

はい。

失礼します。

教育委員会の森です。

いくつか添付資料があったと思うのですが、1つ、この A4 縦の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案の概要、こちらの方をご覧ください。

いわゆる給特法と言われるものですが、令和 7 年の 6 月に成立をいたしました。こちらの概要の方に書かれているところを少しお話をさせていただくと、主旨のところにあります「教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表の義務付け」とありますように、先生方の働き方改革を推進する上で、ここの計画を策定するよう国の方から話が来ております。

これに基づいて今回策定しているものというふうになります。

もう 1 つ、この横版の A4 横版の指針のポイントというものがありますが、給特法を受けて、文科大臣が定める指針というものも改正されております。その概要がこちらになりますので、こちらの方もですね、3 番のところに業務量管理の策定の部分があるかと思えます。目標内容それぞれありますが、政府として、令和 11 年度までに教育職員の 1 ヶ月時間外の在校等時間を平均 30 時間程度に削減するというようなこともありますように明確な数値をこのように定めて、先生方の働き方について、しっかりと管理をしていくとか、健康確保をしっかりと進めていくというような話になっております。

それを受けて、委員会の方でもいろいろ検討を重ねておりまして、小中学校長会の方でもいろいろ意見をいただきました。それがこちらの資料になります。すでにご覧いただいていると

は思うのですけれども、少し説明の方をさせていただきますが、1ページ開いていただいて、計画の主旨現状というところです。

教員が心身ともに健やかにやはり働き続けるというようなこと、これを1つ前提といたしまして。子供たちにより良い教育を行っていきたいということで、最後の行には学校の教育の質向上に繋がるんだと、いうところがこの計画の大きな主旨になっております。

本市の現状(2)のところですけども、R7年度までの取り組みということで、1つの大きな枠があると思うんですけど、教育委員会で行ってきたこと、それから学校それぞれ工夫して行ってきたことが書かれていると思います。

このような取り組みをしてきて、2ページの上の方にありますように、表がありますが、時間外の在校等時間がこのような状況になっているということです。

先ほどの文科大臣の改定のところにもありましたように、45時間以下の教職員の割合を例えば、1ヵ月時間の時間外の在校等時間を平均30時間に例えば抑えるということについても、例えば年平均月33.8とか、中学校やったら44.2時間というふうにありますように、ちょっとやはりまだ多いかなといったところで、ここまでなかなか到達できていなかったりします。

そういったところの要因としては、個別の教育的課題に対応するために、研究や研鑽等が常に必要であり、教師自身の高い責任感等から、時間外の在校時間が減少しにくいような実態があるのではないかと。あと中学校は特に部活動の業務の負担があるのではないかとというようなことが考えられます。

計画の期間としては、令和11年度までにこの目標を達成するということになります。第1期、2期というふうに分けて、令和9年の末に取り組みの方また新たに検証しようかなというような内容になっています。目標については先ほどの国の目標も合わせながら策定しております。それが(1)。(2)については、ワークライフバランスや働き甲斐などに関する目標がそれぞれ書かれておりますので、また確認をお願いします。それでは3ページ目からがですね、具体的な取り組み内容ということで、(1)業務の3分類については国が示しているもの。(2)から後が香南市の業務の見直しということになっています。イロハということで3つ分けて書いてありますが、学校以外が担うべき業務として、香南市としてはまずこの2つを目玉にしているということです。

1つは学校徴収金の現金集金。これがずっとこれまで香南市は現金集金をしておりましてけれども、これを口座振替に切り換えて、教員の集金作業の一部軽減を図っていききたいというふうに考えています。

2つ目、保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案っていうのが近年やはりありまして、相談を受けることも多いです。

こういうところについては、もちろん委員会事務局への報告相談も行いながら、場合によっては顧問弁護士の活用であったり、県教委の事業とつなげながら、専門的な立場から解決に向けた助言と支援を行って、早期解決を図ったり、そういうふうにしていききたいというふうに思います。

そして学校の要望に応じて電話録音機能の設置についても検討もしていきたいというふうに考えています。

続いて、口の教師以外が積極的に参画すべき業務については、調査・統計等への回答、こちらについては、その量の縮減であったり、内容の精選であったり。それから、回答を求めるときには電子・デジタルの活用ということで、事務負担の方を軽減をしていききたいというふうに考えています。

学校環境整備については、香南市内の学校用務員が共同実施で各校を回りながら、グラウンドとか校舎周辺の草刈清掃等ができるように検討していきたいというふうに思います。続いて部活動の地域展開等というところで、先ほども中学校の部活動の話が出ていたんですけども、ここは休日のみならず平日においても、令和13年度までにすべての部活動の地域展開を目指す。この13年度というところが国が言っているところと重なりますが、香南市においては平日においてもいうところを合わせて行おうとしています。

あと、いくつか書かれてはありますけれども、下から2つ目のところにありますように、生徒や部の顧問の過度な負担とならないように、大会等の精査とか、目安といったところも決めたりだとか、あと休日の活動の必要性についても一緒に協議をしていききたいというふうで考

えております。

続いて5ページをご覧ください。

八の教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務として2つ書かせてもらっています。

授業準備とかが学習評価とか成績処理、学校行事の準備や運営について、支援員、それから事務等とも協力しながら連携しながら促進してほしいと言ったところ。それから支援が必要な児童生徒・家庭への対応についても、児童生徒の課題に応じて医療・福祉・警察等の関係機関と学校とをつないでいくとか、あと、それから特別支援教育支援員とか医療的ケアの看護師の人材を学校への配置、これを拡大していきたいとか。あとは外国籍の児童生徒とか外国にルーツをもつ児童生徒の増加に対応する支援員の継続配置を行うとか。こういったようなところを行うことによって、先生方の働き方改革の促進のサポート、手助けになればというふうに思っているところです。

あと(3)については学校における措置の推進がいくつか書かれております。

それから4つめについては、教育職員の健康及び福祉の確保に関する取り組みもあります。

やはり1つ目にもありますように、これ6ページの方ですけれども、6ページの(4)のところですが、実際の時間より短い時間を記録しないようにするとか、心身の健康問題についての相談窓口を知らせておくとか、先ほちょっと添付の資料にもありますような、香南市の部活動ガイドラインに沿った活動を進めていって欲しいとか。そういったところもすることによって、健康及び福祉の確保っていうところにも、やはりしっかりとこも推進していって欲しいなというふうに思っているところです。

最後7ページです。関連する取り組み、今後のフォローアップということで、今回のこの計画については4月から施行できるようにというふうに言われております。ぜひご意見をいろいろいただきたいなと思うんですけども、こちらの着実な実行、これがこれを今回作成して終わりというわけではなくて、定例の教育委員会とか総合教育会議において、途中経過っていうところを報告するような、そういう義務もありますので、そういったこともあるということをお知りおきください。

あとは下の方にもありますように、学校運営協議会での本計画の周知であったりだとか、あとはもう学校でやっぱり行っていくことがやっぱり主になるので、管理職のリーダーシップというところがやはり言われるので、校長会等でも協力もいただきながら、この計画の方をしっかりと進めていきたいなというふうに思っています。

すいません。ちょっと話が長くなりましたが、以上になります。

○教育長

ただいまの説明について何かご意見ご質問等ございませんか。

○亀川委員

はい。

主旨等は非常によくわかりました。

ちょっと気になることが1つ。6ページの下から2つ目のところで、有給休暇について、まとまった日数連続して取得できるようにするという、ここなんですけれども、今の現状として、授業日にこれをやるとなかなか。その先生はリフレッシュできるでしょうけども、そこへ補助で入ってずっと回して、もしかしたら旅行へ行ったらとかね、そんなことを今現状は本当にやむを得なく休むという、主に病気のときなんかには連続して休暇を取っているんですけども。

これを教育委員会がこういう文章をそのまま出すと、ひょっとしたら年次有給休暇を積極的にまとまって取っていきなさいみたいな方針ということも取られるし、校長として勉強なんかの時季変更権なんかをもしかして使ったときなんかには、ここにはこういうふうなことを教育委員会は書いているじゃないかというようなことの1つのマイナスの要素としてとらえられる可能性というところがちょっと気にもなっております。

○教育企画監

ありがとうございます。

○学校教育課長

これ、括弧してじゃないのですけれど、夏期休業中の学校閉庁日等を活用するとか、やっていることを出すとすればそういうことになるのですが。平常じゃなくて。

○亀川委員

そこはやっぱりきちっと書いておかないと。

○**学校教育課長**

そうですね。書いておかないと、夏期休業中の学校閉庁日等を活用してとか何かそこら辺ちょっと文言をまた今後検討して入れたりだとかしたいと思います。

ありがとうございます。

○**教育長**

一言、学校の実情に応じてっていうことが個人の都合で自由設計のものじゃありませんよってね。そこが明確であれば。

はい。他、ございませんか。

○**百田委員**

現状、保育・幼稚も含めて労基へ出すと、多分休憩時間を取らなければいけないと思いますけど、その辺も多分なかなか難しい状況の中で、ワークライフバランスということでただこれが人を増やせば、単純に減るというような問題でもないだろう。その辺を考慮していかないといけないかなと。あと香南市教育委員会含め県とか国とかの調査・統計って言ったら結構年間でいうと時間あります。何とかうちの委員会だけでもうまいこと要約するなり、ポイントを絞るなどしてとりあえずやっていただいたらいいかなあと思って。

環境整備、愛校日ですかね。保護者が。なんか年々保護者の参加もなくなってきだして、それがまた負担になってきている面もあると思います。これは保育も幼稚も一緒ですけど、その辺もいろいろと。

お金の方の振り込みもですけど、実際 PTA 活動に関してはほとんど教頭ですよ。その辺も PT ですのでいいですけど、その辺もう見直してもいいんじゃないかなと。

生涯も結構いろんなものの会計を生涯の職員が持っている。その辺もやっぱり任意団体ですので、いろんな面で P の方が積極的に関わるような方策を取っていただいたら、もう少し楽になるんじゃないかなと思いました。

あと、学校運営協議会自体が、この前もちょっと中学校、小学校の会のときに聞きましたけど、本来の目的、4つか5つはあったと思いますけど。今日の議案の中にもありましたけど、その辺が、学校運営協議会運営が本来の目的を達成できるような運営の主旨がしっかり運営委員に評議員かに周知徹底されて、学校運営協議会としての役割がもう少し委員にわかるような方策、方法をとっていただいて。なんか、今までの感じですと、学校が年間こんなことをします、どうですかというような感じのように聞きますので。

本当に事業報告なり、事業計画に承認をもらって、実際に運営委員が、学校運営に関わっておると言うことを感じてやっていただいたらもっとこう学校運営なり、いろんな力が入ってきてより良い学校運営になるんじゃないかなと思いました。

ただあんまりそれを全面的に出して言うと、委員を受けてくださる方が少なくなる可能性もありますんで、その辺も留意しながらやっていただければと思います。

○**教育長**

学校運営協議会の本来の目的に対しての成功例で以前聞いた話は、要は地域からの要望とか要求とかが、それがストレートに入ってくやすくなる、はプラスなんだけども、そうすると整理がつかなくなる。整理するのが、学校がこれまでだったらそれこそ教頭先生が PTA のってありましたけど、学校が整理していたんだけど、整理するという作業を学校運営協議会が整理をすることで、地域に対してのその説得というか、納得というか、その部分を学校運営協議会が全体通して地域の人間が見通したときに、ここまではもう学校じゃないと、というようなところなんかは、反対にどう言ったらいいんですかね、学校運営協議会が主体性を持っていったがために持っていったおかげで、いろんな外部行事のことが随分整理することができたという話もある、それが学校にとっての負担感の軽減にしっかり繋がったという事例も本来はそういうふうな意味合いのものですよね。

何が必要で何が必要でないかということの上手な整理をする担当の役割ですから。これが活性化することが本当は学校が楽になるということはそうだと思います。

○**百田委員**

協働本部の方はちゃんと学校と地域がどうやって、それこそともに働いて、やっていこうということをより中心にやってもらって、運営協議会は学校自体をどのようにやっていくか、経

営していくかという話で。今、全部の学校はわかりませんが、なんか中途半端に両方が一緒みたいな形、当然両方一緒にやっていかんといかんのですけど。同じような話の内容になってるんで、その辺もメリハリつけてやっていただいたら、より学校運営がよくなるんじゃないかと思います。

○**学校教育課長**

おっしゃる通りで、学校運営協議会はコミュニティスクールでの考え方で、今、学校運営協議会とコミュニティスクールと地域が学校協働本部の一体的な推進というような形で、学校運営協議会コミュニティスクールというのが、企画運営みたいな考え方で、実働部隊が先ほど言われるように、地域協働本部ということで動いてもらえる方達というようなので、そこを一体的に進めていきたいと思いますということで、それが一緒くたになったらやっぱりちょっと違うので、そこらをしっかり整理して、と思っております。

○**教育長**

はい。

他気になるところ、ご意見等ございませんか。

一番、今の現状で、変化の激しさで言うと、先ほどのお金のことであったりとか、それから部活動の地域移行のことであったりとかというようなものが、変わって定着して動き始めてこの計画というようなものではないので、計画がありながら変えていこうという途中作業が並行して動くので、ということになると、それらのものが動き始めたときに、この計画が改めて見直し、というようなこともある計画なんでね、本当は長期に、ある程度長期を見通さないかんのですけど、短期的な段階で部分修正というようなものは今後も、出てくる必要はあるだろうと想像はしますが、今現状においてはこの計画でということですよ。

○**百田委員**

健康確保という名前がついていますので、このストレスチェックにおける高ストレス者 8.9%という数字、これは多いと見た方がいいでしょうか。どう捉えればいいでしょうか。

○**教育企画監**

そうですね。

人数からすると 20 人少々くらいの人数ではあるんですけども、内容として、要因はやはりいろいろあります。一番実は多い要因としては、人間関係とか対処困難な児童生徒の対応とか校務文書とか、保護者対応ということになるので、やっぱり少しでもそういうことが高ストレスとしてあるのであれば、やっぱりそれは問題かなというふうに思うので、それを少しでも減少させていくという努力は、学校も委員会もしないといけないかなと思います。

○**百田委員**

ま、心的なことも。

○**教育企画監**

はい。

○**百田委員**

実際の体の面もチェックの方もして、より健全な体と心で子どもたちに向かっていただければと思います。

○**教育長**

比較対象がないのでね。

○**教育企画監**

多い少ないはなかなか言いにくいところではあります。

○**教育長**

ただ、高ストレスの次の表現っていうか段階が、もうメンタル的に勤務ができないような状況。そこに陥ってしまいそうな、その手前の方たちというふうに見るべきかなと思うと、それが 9 %。その割合というのは少ない話ではないというふうには思いますね。

○**学校教育課長**

下の質問項目の方に、令和 6 年の組合全国 54.6 に対して香南市 56.2 とあるので、その話があったと思うんですが、こちらの方も、全国の数値もあるみたいなので、入れるか入れないかはちょっとこちらの方で同じようにそろえたらどうかっていうことがわかるので。ありがとうございました。

○百田委員

目標はあくまで0でということで。なかなか難しいと思います。

○教育長

以前、文科の研修に行ったときに、教員のメンタル、お休みがかなり増え始めた時期にお医者さんの方が講師で言われる中で、そのメンタルに陥って休み始めてしまう方、休みを取られる状況になってしまう方が統計的にその方自身のタイプというか、そういうふうなものがあった、陥っているというふうな、およそ想像ができると思うけども、学校の先生の中で、メンタルで休みを取られる方を調査すると、そこに統計的偏りがないのが教師だという説明をお医者さんがされました。つまり誰だってなるっていう言い方です。こういうタイプの人がなりやすいとか、そういうふうに整理することができないのが教員という仕事をしていて、お休みを取られる方、それが教師の特性ですということをお医者さんが言われたんですけども。およそ誰でもその可能性はあり、と言うつもりで対処していく、解決していくことが求められているんだと思います。

はい。

他、何かご意見ご質問等ございませんか。

なければ、採決を行います。議案第 19 号香南市立学校業務管理・健康確保措置実施計画については承認するというごことでご異議ございませんか。

(全員異議なし)

○教育長

はい、ありがとうございます。

ご異議ないようですので、議案第 19 号を承認することに決定をしました。

はい。

日程第 14、議案第 20 号は先に行っておりますので、次、日程第 15 に移ります。

その他の件について、令和 7 年度教育施設への施策への提言について、次長より説明をお願いします。

○教育次長

本日、机の上にお配りしました資料になります。

毎年、保育所、幼稚園、こども園、小中学校の方から、教育委員会に対して施策の提言を募集しております。

今年度提言・要望があったものについて担当課の方から回答をしております。その一覧になりますので、見ていただけたらと思いますが、なかなか要望項目も全部で 70 以上になっておりますので、一つ一つの説明は時間の都合でできませんので、また時間がある時に見ておいていただければと思います。

その中でも、先ほどの計画にもありましたけれども、現金徴収については学校からもかなり要望がありまして、先ほど説明ありましたけれども、来年、8 年度にシステムを導入をしまして、9 年度から口座振替をしていきたいというふうに、来年度の予算要求の方も通りましたので、それで進めていくようになります。

あとはですね、この表の右端のところに国や県に要望していくものっていう欄を 1 つ構えています。市の方ではなかなか対応が難しいようなものについては、教育長会や市長会を通じて、あげていきたいと思っております。

大体がその職員の配置のこと、国とか県の制度であるとか、補助金の中の配置基準みたいなところについての要望については、なかなか市の方では対応が難しいので、国・県へあげていくようにと考えております。

その中で 7 ページの 4 番の特別支援教育のあり方について専門の教員の配置というところに丸を入れておりますが、その部分と次のページの 21 番のところの定数の改善とかいう部分につきましては、今、総務課の方が市長会への要望ということで、各課から要望を集めているところですので、そこに教育委員会の方からあげております。そこから市長会へあげるかどうかは市の中での精査があります。市からは 2、3 件しかあげられないので、その中で精査があるということになっております。

それと、最後にですね、最後のページに書いてありますけど、ほんとスタート、欄外に書いてありますけど、ほんとスタートに関する提言とか、要望もたくさんあったんですけども、これにつきましては、来年度の取り組みについて、一定別の方針等も決まりましたので、ここからは削除をしています。説明が簡単で申し訳ないですが以上になります。

○教育長

報告ですが、これについて何かご質問等ございませんか。

○教育次長

学校教育課長とか、こども課長の方からこれはちょっと言っておきたいみたいなものがあれば。

○学校教育課長

各学校等は今回の提言というよりは実は要望の方が多くなっていて、ここが整理なんかも本当に今年度はこういう形で示していますけれども、ある程度要望と提言とを整理して、またその内容についても、校長会の方から絞ってこれを提言として出すとかいうようなことも、またここもすごく数が多くなってくるので、内容については来年度は考えていきますっていうことなんかは校長先生には伝えているところです。ちょっと内容とは離れますけど。

○教育長

次に続けて、令和8年度の教育行政方針について次長から説明をします。

○教育次長

すいません。これも本日、机の上にお配りさせていただきました令和8年度の香南市教育行政方針の案になります。7年度から変更した部分については赤字にしております。これにつきましても、また時間がある時に見ていただきまして、次の臨時の教育委員会のときにまたご説明をさせてもらって、承認をいただくような形をとりたいと思いますので、また見ておいていただけたらと思います。以上になります。

○教育長

はい。すいません、持ち帰りの宿題になって申し訳ありませんが。

では、他、事務局の方から協議あるいは報告等ありませんか。

はい。

○こども課長

こども課から報告です。

今日お配りさせていただいた資料の中に、4月1日スタートこども誰でも通園制度と、カラー刷りになっている紙が1枚あるかと思います。これは3月の広報誌の7ページに印刷をしているものになります。4月から実際に夜須こども園の方で受け入れを行うのにあたって、利用料であるとか、上限の利用時間、使える人数、申し込みの方法について簡単に示したのになっています。このことについては、市のホームページの方にも掲載をしています。実際、予約するのはこども家庭庁が作っています総合支援システムの方でポータルサイトに入って、そこで申請をしていただく形なんですけれども、今日から実施する園が実際に登録を自分の施設でいつからいつまでするといったことの基本的なことを入れることになっています。それが終了したら、予約が可能になるということになっています。予約は香南市の人は香南市でないといけないというわけではなくて、住所がなくても利用ができるようになるので、例えば里帰り出産の場合についても、香南市のこども誰でも通園制度が利用できることになります。これを実施するにあたって、乳児等通園支援事業実施要綱というものを策定をしなければいけませんが、今、国の方から減免対象をどういうふうにするのかという指示が出てきていない状況ですので、それなどの状況が分かり次第、きちんとできたものをまた教育委員会に議案として提出をさせていただきますので、またその際には、審議の方をよろしく願いいたします。こども課からは以上です。

○教育長

はい。他ありませんか。いいですか。

それでは、この後自分の方からの報告になるんですけども、ちょっと一旦ですね、休会にさせていただきます。

(休会中)

○教育長

では、再開させていただきます。

そしたらさっき言った自分の方からの報告です。

これちょっと資料。今度、夜須とそれから芸西の消防団の方たちを対象に防災のことについて、自分が呼んでいただいています。そこで話をするとき用に作っている資料です。こんなことをお話ししようと思っているものを、この南海トラフに備えちよくパート8って今年度職員研修で、ここの建物で職員研修でやっていたものがパート7です。パート7っていうやつが大体僕が受け持っている時間がほぼ1時間、実際もうちょっとですね、70分とか75分とか。そのあと防災対策課が改めて30分ぐらいの時間を別に取りするという形でやっていたものがパート7で、パート8はだいたいパート7の前半部分をかなり少なくしています。

前半部分というのは、東北で各市町村でどんな被害があったかというふうなことなんかを説明する資料です。それを減らして、後半に個人の方からの聞き取りのものを入れたのが、前も入ってたんですけど、その部分を膨らましたものがパート8になっています。でもパート8でも自分の手元にある個人の方からの聞き取りのデータを全部入れると、多分2時間超えるぐらいの量になるので、そこから抜粋で作っているのがこのパート8になります。

ちょっとこうパラパラ捲っていただいたときに、右下に1枚1枚のやつの右下に薄く数字が入っていると思うのですが、この右下の数字で言って、12のA。12の右上にD-1っていうのは番号入っているものになります。これが震災遺構 門脇小学校っていう学校。これは火事で流れてきたがれき、家が流れてきて燃えながら流れてきて火事になったっていう学校ですけど、この震災遺構とそれから大川小学校の震災遺構、この両方の展示物、何をどう展示するかというのを担当された学芸員の方が両方の展示のものを担当して作られたものです。それを作るために、自分自身も実は被災者、もちろん被災者なのですが、被災された方々、約200人以上の方から聞き取りをして、それを展示物であったり、資料であったり、作り直すっていうことをやられた方。その方が記録して残していったものの紹介になります。

これ前も紹介したかもしれませんが、このD-1、生きてくださいっていうのが、あの日のこと、生きた命をどうか大切にしたい。生きたくても生きられなかった命があるのだから。そうかもしれないけど、素直に受け入れられずに生きてしまったことを悔やみ続けている。自然が恵みと災いをもたらすように、人間も慈悲深さと残酷さの二面があります。

国内外問わず、多くの支援には感謝しかありません。けれども、人間の恐ろしさを感じたのも確かです。死んでいい人間なんていない。本当にそういう世の中だったら希望とか愛とかっていうと信じられるんだろうと思う。生きていていいんだよ、心がギュッと締め付けられるのだ、という文章があるんです。

これが、単純にその防災よりは津波で人を、家族を亡くした人の思いではないっていうのはもう読んでわかるところだと思います。そういうものとはちょっと違う感情、感覚のものがあ。これまた後で、このことについての紹介をしたいと思います。

その続き、ずっとこの震災遺構で紹介されているものについての紹介がそのあとへ続いていきます。

ずっと捲っていただいて、35というところまで、35、J-1、右上がJ-1、右下が35-Aです。これは仙台市内にある荒浜小学校、ここも震災遺構になっています。この学校自体が今見学できるような形で当時の様子を残して震災遺構になっているのですが、この荒浜小学校で震災遺構を見に行ったときに、そこでのビデオメッセージで当時の小学生が大人になって、その昔のことを振り返ってビデオメッセージでしゃべっている。当時の学校の先生が昔のことを振り返ってビデオメッセージでしゃべっているという、そういうビデオメッセージがあるのですが、そこの中に出てくる、当時小学校3年生の担任だった方、この方から直接お話を聞くことができましたので、それをまとめているものになります。もう全部は読みませんが、本当に厳しい話が35-Aのその下段を見ると、津波をとて静かに近づいてきたが、木がバキバキ折れる音や家と家がこすれる音が急に聞こえた。津波は静かで不気味に近づいてきた。湖のような静けさが怖かった。学校に来た親子を引き止めていた。引き止めてもらったので命が助かったって言われることもあった。引き取りに来た家族が妹がいらないんです。見つけなきゃいけないんですと言って児童を連れて探しに行き、祖母、両親と亡くなってしまった。これ

妹がいらないんですというのは、これ引き取りに来たのは、この方3年生の担任じゃないですか。3年生の担任の子は学校にいたわけですから。それを家族が引き取りに来たのです。そのままここにいてくださいって声をかけたのですけど、1年生の妹がいらないんです。だから1年生の妹を探しに行かないといけないうことで言って、この3年生の子供を連れて、家族みんなが車で妹を探しに行くのです。そういうことなのです。そして、行くのですけれど、探しに行った後、この車に乗っていた皆さんが犠牲者になってしまった。妹は家に先に1年生だから先に帰っていたのですけれど、家の近所に同級生の家があって、その同級生のお母さんがこの子を見つけて、この子を連れて高台に逃げていたのです。だから、ご家族の中で生き残ったのがこの妹だけだということ、そういう話です。

それからその下ですね、小学校の学習で卒業生が中学校はこんなところだよ、楽しいよって話をしに来てくれた卒業生も亡くなった。荒浜の子供たちは家族を亡くした。私は教え子、友達、親戚を亡くした。近所の人、PTAで一緒に活動していた方々、娘の友達の親。多くを亡くした。お舅に逃げようと言ったが、俺は逃げねえ、大丈夫だ、津波なんか来ねえ、と言われて置いて逃げられず、一緒に亡くなった方がいた。普段から家族でどうするか本気で相談し、家族は自分の力で逃げていると信じて、自分の命を自分で守り切る行動をとって欲しい。家族が心配でも絶対にみんなは逃げている、信じて家に戻ったりしないで決められた場所に逃げる行動を取る。生きていてほしい。

これが、自分が聞き取りしたときに、高知県の者たちにですね、自分がプレゼンで研修でお話させていただく方たちに直接お伝えしたいことはありませんかって聞いたときに出てきたのがこれらの言葉です。またお時間あるときに続きも見てくださいと思いますが、少しまた間を飛ばします。

42-B. 42-B というところが、右上の青色がM-1というものになります。

これが最初紹介したその学芸員の方です。この方にも直接お会いさせていただいて聞き取りをさせていただきました。すると、私はいけない行動を幾つもしちゃったということでした。この方は当時博物館の職員でした。でも地震が起きたときには博物館から離れて本庁舎の方にいた。博物館は海岸沿いであって、浸水エリアであって、行ってはいけないんですね。でも行ったんですね。この方そっちへ戻ってしまうんです。だからそのことをいけない行動を幾つもしたと言っているのですけれど、で行っている途中で、車の中で津波のことを知るのですね。

博物館についたら、博物館に職員の車がいっぱいあって、誰も逃げてないということが分かるのです。この時、何をしていたかというと、来館者が、お客さんがいっぱい来ているわけですね。博物館に来ているお客さんが出て行くまで職員は誰も出て行かなかった。ところが、このお客さんはタクシーを呼んだり、家族に迎えに来てもらったりをやっているわけです。なので、ものすごい時間がかかる。でもその間、職員は逃げるができなくて、逃げずにずっと待っていたので、ものすごいここで時間が経ってしまうということになるのですね。

これはマニュアルがなかったのが間違いだと。もしマニュアルがこういった非常時の場合は、車はあるのだから、職員のその車に乗せて逃げるべきだったと、それをマニュアル化しておくべきだったということを振り返りで言われています。結果的に来館者の皆さんが帰った後ですね。自分たちも逃げるぞということで、建物から外に出たときにはもう津波が来ていたのです。その津波は、後ろから、つまり海側が背中側になるのですけれど、海側から来るかと思ったら横から来た。なぜかという横に川があったから。全く自分たちの想像とは違う方向から津波が来てしまうと。そして近くのビルに上がります。でもこのときにはもう津波の後の火災があちこちで起きていて、火の粉が飛んできて非常に怖かった。もうこのままだったらどんどん日が暮れて、真っ暗になった時間帯であっちこっちから火の粉が飛んでくる。このままこのビルが火事になったら海に飛び込むしかない。周りのその津波のところに。ところが真っ暗でその深さもわからない、何が流れているかもわからない、これに飛び込むかと思うと非常に怖かった。結果的に逃げている場所が火事にならなかったの、飛び込まずに朝を迎えます。そういう経験をされていました。

次の日、その水が引いて、隣に病院があって、そこへ渡るのですけれども、そこはもうちょっと今これカットしていますが、そこで水が全部引いた後、初めて建物から出て、次の避難場所、避難所の方に移動していくのですけれど、ものすごい泥だった。泥の中に何が埋まってい

るかわからないので非常に怖かった。だからそれを探るために棒を刺しながら歩くということをしていて。それで歩いて行く途中に、多くの遺体を見たけれども、何もすることもできなかった。ただ心の中で祈る、心の中で手を合わすことしかできなかった。それからこの泥の話は非常に危険で、この人の目の前で起こったわけじゃないのですけれど、聞き取りの中で出てきた話で、道路の下にマンホールがあるわけです。真っ黒いその津波の水の、中が見えない。でもそこにはマンホールのふたが空いているところがあって、ある方の目の前を歩いていたおばあさんがいきなりスポンと消えた。そんなことだって起こる、起こったという話でした。200人以上の方から聞き取りしているので、いろんな体験をこの方はご存じでした。

45、M-9 ですね。最初のその市のところの背景になるのですけれど、ちょっとした言葉、被災者同士でも相手にとっては重要なことを何気なく言ってしまい、苦しめることが多くあった。人が亡くなることが第1と思って、家屋がなくなった方に向けられた、命はありますよね、の言葉。家屋財産をなくした方が暮らす場所がなくなり、当方に暮れているその大変さは当事者でないと分かってもらえなかった。

その次、M-10。家族を亡くした方が、家族を亡くしていない方に良かったねといった。言葉にはニュアンスが加わる。あなたは生きていて良かったねと聞き取り、生きていることに罪悪感を持ってしまい、自死した方がいる。生きていることと生きていくことは違う。命があっても生きている感覚がなかった方もいっぱいいた。そこへの不用意な言葉はいっぱいある。生きてしまったことをお悔やみ続けている人がいる、精神的な意味で自死してしまっている方もいる。

これ、二次被害です。

津波で流れてきたものを、流されてきたものを洗って食べた。などなどです。

M-13 ですね。門脇南浜地区ですね。今現在は震災の公園になっている場所なのですが、ここには 4,500 人が住んでいた。うち 500 人の方が亡くなってしまった。今は公園になっています。もともと湿地帯だった。それを人が住む場所にしてきたが、もともと人が住んではいけない場所だったと今はみんなが思っている。この方のお子さんの話も出てきますけれども、またそれは後で読んでいただけたら、見ていただけたらというふうに思います。

こういった内容で今度、夜須と芸西の消防団の方への研修でこんなお話をしようと思っておりますし、来年度からの職員宛、教職員宛の研修にしてもこういった形のものを主流にしていこうというふうに思っています。

はい。

自分からの報告は以上になります。

先ほど言いましたように、まず一旦ここで。ごめんなさい。次回の日程について。

○教育次長

次回の日程です。

市の人事異動のこともあるので、それと他に教育委員会に諮りたい議案もありますので、19 日でちょっと調整をさせてもらっていました、午後ということで皆様のご都合は合うかなと思うのですけれど。県の教職員の人事異動の内示が、19 日の 3 時でしたかね。20 日じゃなくて、19 日の 3 時ということで。

○教育長

インターネット上で公開される。

○教育次長

ちょっと早くなって、その前に校長会をしないといけないということなので、こども課長とか、山崎課長にはですね、12 時 45 分とかという調整をしていましたけれど、それがちょっと駄目になって。先にまず校長会の方を午後からして、3 時から臨時の教育委員会をしたいと思っています。

○亀川委員

別で、4 月の発会式は 3 日あたりでもう決まり、固まりましたか。

○学校教育課長

発会式は 6 日の月曜日になっていますね。

○教育長

2 時半から 4 時半までとなっている。

○教育次長

議案の件数によって、一緒にするか、別日にするか。またちょっと4月の教育委員会は調整をさせていただきます。

○教育長

では、以上で令和8年第4回香南市教育委員会定例会を終了いたします。
ありがとうございました。

閉会 午後0時00分